|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 財務部  　財政課 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | Ａ | 東京都 | 令和５年７月20日から同月21日まで | 38,296円 | 令和５年８月25日 | | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後  30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |
| 措置の内容 | | |
| 今回の検出事項の原因は、所属職員が精算処理の期間（30日以内）を失念していたことによるものである。  是正を求められた事項について、所属職員に対して精算の必要性について周知徹底を行った。  また、管外出張する職員には速やかな精算報告を実施するよう注意喚起を行うとともに、旅費担当者によって、人事給与システムにおいて月１回の精算状況の確認を行うこととした。  今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 | | |

旅費の精算事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年６月４日から同月25日まで）